

「少年事件における簡易送致事件の処理要領」の運用について（通達）

令和2年3月26日

警察庁丙少発第10号、警察庁生活安全局長から各都道府県警察の長宛て
（参考送付先）庁内各局部課長、各附属機関の長、各地方機関の長

（概要）

本通達は、犯罪捜査規範第214条第1項に規定する検察官又は家庭裁判所が指定する少年事件の処理要領を定め、示達したものである。